障害認定の時期

身体障害者手帳の障害認定は、「永続する」障害（将来とも回復する可能性が極めて少ないもの）に対して行い、例えば、治療等から一定期間経過後の安定した時期を待って、障害が固定したとみなされた時点で行います。

１　**乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満３歳）以降に行うことが原則です。**

ただし、３歳未満であっても四肢欠損や無眼球など障害程度や永続性が明確な障害、医学的、客観的データから判定可能と思われる場合は、その年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定します。

また、治療や訓練を行うことによって障害が軽減すると予想されるときは、将来的に固定されると予想される障害の程度をもって認定し、将来再認定を行います。

なお、３歳未満の場合は、岐阜県社会福祉審議会審査部会（以下「審査部会」という。）に諮問することとしています。

２　**遷延性の意識障害（例：交通事故による頭部外傷などによっていわゆる「昏睡状態」になり、意思疎通ができない身体症状）を伴う場合は、原疾患についての治療が終了し、医師が医学的、客観的な観点から機能障害が永続すると判断できるような時点（発症後６か月経過後）で障害認定を行います。**

３　**脳出血や脳梗塞等、脳血管障害に係る障害認定は、ある程度の観察期間経過時点以降に障害認定しますが、発症後６か月未満のものは原則返戻します。**

審査部会に諮問する場合もありますが、その場合でも審査部会において「６か月経過後の診断書・意見書を提出してください」という旨の意見が出る場合もあります。

４　**一定期間を経過しないと認定ができない障害があります。**

【例】

・人工関節全置換術または部分置換術を受けた方（肢体不自由）→術後、６か月以上経過した日以降

・小腸大量切除以外の小腸機能障害→障害発生後、６か月以上経過した日以降

・ぼうこう又は直腸の機能障害

ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態（ストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形等により装具の装着が困難な状態）により上位等級（※）に該当する場合

→ストマ造設後、６か月を経過した日以降

※ストマ造設直後に４級の障害認定を行うが、造設後６か月経過時において、ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態の合併に該当する場合は、３級に認定される。